

Title	知的自由の陥穽：利用情報保護思想が公立図書館に及ぼす影響の分析
Sub Title	A Trap of Intellectual Freedom: What Brings the Confidentiality of User Information to Japanese Public Libraries?
Author	渡邊, 斉志(Watanabe, Tadashi)
Publisher	三田図書館・情報学会
Publication year	2007
Jtitle	Library and information science No.58 (2007.) ,p.103- 115
JaLC DOI	
Abstract	<p>Purpose: The Japanese public library community is struggling with the issue of protecting the confidentiality of user information, because this is a key point in obtaining users' trust. The purpose of this paper is to analyze whether the community's efforts are consistent with its aims.</p> <p>Results: Japanese libraries are often requested to delete user information as soon as possible in order to protect user privacy. This policy is not only based on strengthening sensitivity to privacy, but also on the fact that police have ordered the disclosure of user information repeatedly in the past, and, by complying with their legal duties, librarians get labeled as disloyal. However, it is difficult to implement customized services like Amazon's recommendations without collecting user information, and the lack of such innovative client-centered services causes public libraries to stagnate. Therefore, it is obvious that the library community itself poses the largest hindrance to progress by refusing to improve its own services.</p>
Notes	短報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000058-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

知的自由の陥穽：
利用情報保護思想が公立図書館に及ぼす影響の分析

A Trap of Intellectual Freedom: What Brings the Confidentiality of
User Information to Japanese Public Libraries?

渡 邊 斉 志
Tadashi WATANABE

Résumé

Purpose: The Japanese public library community is struggling with the issue of protecting the confidentiality of user information, because this is a key point in obtaining users' trust. The purpose of this paper is to analyze whether the community's efforts are consistent with its aims.

Results: Japanese libraries are often requested to delete user information as soon as possible in order to protect user privacy. This policy is not only based on strengthening sensitivity to privacy, but also on the fact that police have ordered the disclosure of user information repeatedly in the past, and, by complying with their legal duties, librarians get labeled as disloyal. However, it is difficult to implement customized services like Amazon's recommendations without collecting user information, and the lack of such innovative client-centered services causes public libraries to stagnate. Therefore, it is obvious that the library community itself poses the largest hindrance to progress by refusing to improve its own services.

- I. はじめに
- II. 公立図書館職員の守秘義務
 - A. 法的規制
 - B. 自主規制
 - C. 医師の守秘義務との比較
- III. 公立図書館関係者による利用情報保護思想の形成
 - A. 公立図書館関係者を駆り立てたもの
 - B. 利用情報保護思想を方向づけた要因
- IV. 利用情報保護思想がもたらしたもの

渡邊斉志：国立国会図書館，東京都千代田区永田町 1-10-1

Tadashi WATANABE: National Diet Library, 1-10-1, Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8924, Japan

受付日：2007年7月31日 受理日：2007年9月25日

- A. 自動貸出機論争
- B. 顧客情報を活用したサービスの遅れ
- V. おわりに

I. はじめに

一般に、公立図書館の利用は私事に属することであるため、利用にかかる情報は、利用者のプライバシーに属する事柄としてみだりに第三者に提供されるべきでないという見方がなされている¹⁾。

他方、公立図書館は、文献や文献情報の提供をはじめとするサービスを実施する機関であるが、これを利用者側から見ると、提供を受けた文献に基づき利用者の思想が形成されるということになる。そのため、公立図書館には、思想の形成に寄与する機関という位置づけを与えることができる²⁾。

このことの帰結として、利用者がどのような文献を利用し、また、どのような分野に関心を抱いているのかを知り得る立場にある図書館員には、秘密の保持が要請されている。なぜなら、図書館員が職務を通じて知り得た利用者に関する情報（以下「利用情報」という）を漏示すれば、当該の利用者が不利益をこうむるおそれがあるほか、かかる情報を第三者に知られることを望まない利用者の図書館利用マインドを萎縮させ、ひいては思想の自由な形成を損なうことになるからである。

このように、図書館員が秘密を保持することの意義は、個々の利用者の権利を保護するという点に加えて、図書館サービスという仕組みを保全するという点にも求めることができるわけであるが、利用情報を保護することの重要性が図書館関係者によってかねてから認識されてきたことは、図書館関係者によるわが国最大の同職者団体である日本図書館協会の取組からも見て取れる。

例えば、同協会が発した「図書館の自由に関する宣言」には、1979年の改訂時に次のような項目が盛り込まれている³⁾。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

さらに、翌1980年に同協会が総会で議決した「図書館員の倫理綱領」にも、以下のような項目が置かれている⁴⁾。

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

また、同協会の「図書館の自由に関する調査委員会」の編纂により1975年から2000年にかけて刊行された叢書『図書館の自由』が、1988年に公にされた第9集で『図書館は利用者の秘密を守る』⁵⁾との標題の下に利用者の秘密の保護について特集を組むなど、利用情報の保護を扱った文献は多数存在している。

図書館における利用情報保護のあり方が問題化

したことがこれまでに皆無であったわけではないことを考えれば、その実態を手放しに賞賛することはできないまでも、「あるべき姿」と実態との乖離を直視し、その溝を埋めるべく努力を重ねてきた図書館関係者の努力には、一定の評価を与えることができるだろう⁶⁾。

だが、それでは、そうした努力を続けていけば、図書館サービスにおける利用情報保護に死角は生じないのだろうか。利用情報保護を洗練させてもなお、否、洗練させたがゆえにこそ生じる弊害はないのだろうか。

本稿では、このような問題意識の下に、公立図書館における利用情報の保護に焦点を絞り、利用情報保護思想がいかなる影響を公立図書館に及ぼしているのかを分析する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が所属する機関を代表するものでないことを予め申し述べておく。

II. 公立図書館職員の守秘義務

A. 法的規制

公立図書館は、地方公共団体が設置する機関である。そのため、その職員には、地方公務員法第34条および第60条第2号により守秘が義務づけられている。

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2～3 (略)

第60条 左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

1 (略)

2 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

同法の規定が適用されるのは、一般職に属する地方公務員のみである。そのため、公立図書館の

サービスの一部が第三者に委託されている場合や、当該図書館の運営が指定管理者により行われている場合には、これらの受託者や指定管理者に雇用されて図書館で業務に従事している者は、同法による規制の範囲外におかれる。

ただし、業務委託や指定管理者制度により地方公務員以外の者が公立図書館サービス(なかんずく利用者に接するカウンター業務等)に携わる場合には、受託者に業務を委託する際や指定管理者に施設の管理を行わせる際に守秘について条件を付すことが可能であるため、このような場合にも、秘密保持の実効性は一定程度担保されているものと思われる。

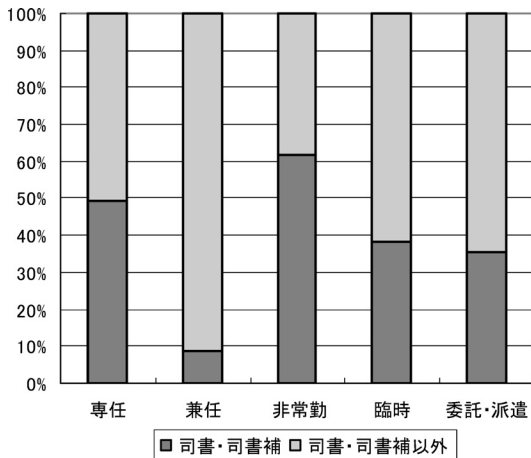
しかし、地方公務員が守秘義務に違反した場合には1年以下の懲役または3万円以下の罰金に処せられるのに対し、業務受託者や指定管理者が守秘義務に違反しても民事責任を問われるのみであり、また、その責任の度合いが地方公共団体によって異なっていることに鑑みれば、秘密漏示に対する抑止力は、地方公務員に対するものよりは小さいと言えよう。

B. 自主規制

公立図書館の職員に守秘を要請する規範としては、前項でとりあげた法的な規制のほか、日本図書館協会により発せられた「図書館の自由に関する宣言」を挙げることができる。この宣言は、1954年に全国図書館大会で採択された後、1979年に改訂されているが、先に掲げたように、改訂時に利用者のプライバシー保護についての文言が新たに挿入されている。

この宣言は、同職者団体による自主規制であり、図書館関係者が自らの行動を律する際に依拠すべき準則として位置づけることができる。

しかし、公立図書館員は、専門職(プロフェッション)として確立された職ではない。司書有資格者による業務独占は法定されておらず、実際にも、司書有資格者以外の者が公立図書館で業務に従事する例は広範に存在している。第1図は、公立図書館で業務に従事する者に占める司書有資格者の割合を示したものであるが、専任職員、兼任



注：『日本の図書館 2005』のデータを基に作成

第 1 図 公立図書館で職務に従事する者に占める司書有資格者の比率

職員、非常勤職員、臨時職員、委託・派遣のいずれの任用形態・雇用形態においても、非司書有資格者が相当な割合を占めていることがわかる。

また、日本図書館協会は、同職者団体であるとはいえ、司書有資格者に同協会への加入が義務づけられているわけではなく、また会員に対する懲戒手段も有していない⁷⁾。そのため、司書有資格者に対してすら十分な統制力を発揮することは困難である。

つまり、「図書館の自由に関する宣言」が遵守されるか否かは、公立図書館の職員、業務受託者および指定管理者の良心に大きく依存しているということになる。

C. 医師の守秘義務との比較

顧客の利用情報について秘密の保持を義務づけられている職種のひとつに医師がある⁸⁾。

医療サービスの提供に際してサービス提供者が得た情報は一般に診療情報と称されるが、診療情報の秘密の保護は刑法第 134 条によって定められている。

第 134 条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、

その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

また、感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）や精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）等の特別法にも秘密漏示に対する処罰規定がおかれている。

感染症予防法

第 67 条 医師が、感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む。次条において同じ。）であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第 53 条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第 22 条の 4 第 4 項、第 33 条第 4 項若しくは第 33 条の 4 第 2 項の規定により診察を行った特定医師若しくは第 47 条第 1 項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

さらに、公立病院の場合には、そこで働く医師も公務員であることから、地方公務員法第 34 条および第 60 条第 2 号または国家公務員法第 100 条および第 109 条第 12 号の規定に基づく守秘義務も発生する。

第 100 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第 109 条 左の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

1～11 (略)

12 第 100 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者

13 (略)

わが国においては、医師が加入を強制される同職者団体は存在しない。そのため、守秘については、同職者による自律的な統制に多くを期待することは、公立図書館員の場合と同様に困難である。しかしながら、刑法に処罰規定が存在していること、および医療行為は医師によって独占されていることから、医師の場合、秘密漏示に対しては強力な抑止力が働いている。

このように、医師と公立図書館員とを比較すると、守秘義務の規範力において後者は遥かに劣っている。この差異について分析した文献は見当たらないが、おそらく、診療情報と公立図書館サービスの利用情報とでは、漏洩した場合に生じる被害の度合いが異なることなどがその理由となっていると思われる。いずれにしても、公立図書館員は、守秘に関して、医師よりも相当に低い水準でしか義務を課されていないとすることができる。

III. 公立図書館関係者による 利用情報保護思想の形成

前章で見たように、公立図書館の職員に対する利用情報保護規制は厳格なものではない。同じように公共性の高いサービスに従事し、かつ、業務を通じて顧客のセンシティブ情報を入手することになる職業である医師と比較しても、図書館員に課せられた規制は緩やかなものである。

しかし、そうであるにもかかわらず、公立図書館関係者は、医師と同様に「顧客」にかかる秘密の保持に熱心に取り組んできた。

これは、いかなる理由によるものなのであろうか。厳しい規制が加えられていないにもかかわらず、秘密保持に真摯に取り組んできたのには何か理由があるはずである。

そこで、以下では、こうした努力を促した要因と、その影響を瞥見する。

A. 公立図書館関係者を駆り立てたもの

公立図書館関係者を利用情報保護に向かわせてきた要因を特定することは、文献にその動機が明記されているわけではないため、たやすい作業ではない。だが、戦後の公立図書館関係者の行動を規定してきた要因に目を向けることで、傍証を得ることは可能である。

1960 年代後半（特に 1980 年代）以降、公立図書館の職員が利用情報を安易に漏示するような描写を含む小説やテレビドラマが度々発表された⁹⁾。

こうした作品が流布すると、図書館員について誤ったイメージを視聴者や読者に植え付け、その結果、図書館員に対する信頼性が揺らぐおそれがある。そのため、図書館関係者は、こうした作品に描かれた図書館員像は実態を正しく反映したものではないことを社会に対してアピールするとともに、図書館関係者に対して啓蒙活動を行う必要に迫られた。

また、1974 年に東京都東村山市で制定された図書館設置条例¹⁰⁾で守秘義務が明記されたことが示すように、利用情報保護に対する住民の意識も、時代が下るにつれ高まっていった。

図書館関係者が利用情報保護に熱心に取り組んだ背景には、こうした図書館外における動向が存在していたものと考えられる。

また、図書館員の専門職（プロフェッション）化を目指して永きにわたって取り組んできた公立図書館関係者は、専門職としての体裁を整えることを目的として 1980 年に倫理綱領（先述）を作成している。これは、専門職には、高い自律性が与えられる代償として倫理規範の確立が求められることを意識しての行動であったが¹¹⁾、こうした動きを踏まえるならば、当時の公立図書館関係者が、自らを、社会に対して何事かをなすうる存在だと強く意識していたことは明らかである。このことは、利用情報保護という、住民の権利意識に訴えかける領域での取組を後押しする力として作

用したものと思われる。

B. 利用情報保護思想を方向づけた要因

では、公立図書館関係者が利用情報保護思想を形成し、発展させていくのを方向づけた要因にはどのようなものがあるだろうか。

1. 貸出記録を廃棄するという手法の有効性

現在では、公立図書館における貸出管理にはコンピュータが用いられることが多いが、かつては、カードにより管理する方法が一般的であった。そのため、利用情報を保護するためには、利用者名が履歴として記載されるニューアーク式よりもブラウン式や逆ブラウン式の方が望ましいとされていた¹²⁾。

このことは、利用記録が第三者に知られるのを防ぐためには貸出記録を後に残さないことが最善の方法であるという点において、その後の議論に一定の影響を及ぼした可能性がある。

例えば、1984年に日本図書館協会が総会で議決した「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」¹³⁾は、コンピュータを用いて貸出しを管理する際に利用記録をいかに管理すべきかについて6項目からなる指針を定めたものであるが、そこにも、貸出記録は速やかに廃棄すべきものであることを定めた以下のような規定が置かれている。

4 貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない。

個人情報保護に関する法令が整備された現在でこそ、利用記録を速やかに廃棄するという考え方は広く普及しているが、1980年代前半という早い時期にこのような規定が設けられたことは、図書館関係者の間ではそれ以前からそうした思想が醸成されていた証左だと言えるだろう。

2. 利用情報保護の制限への対抗手段

しかし、「貸出記録を極力保持しないことで利用情報保護を実現する」という手法の定着に、よ

り大きな影響を及ぼしたと考えられるのは、司法警察職員によって実際に利用情報保護の制限が行われた（あるいは行われようとした）という事実である。

警察による公立図書館の利用記録の閲覧・押収がどの程度一般的に行われていたかを示す記録は見当たらないが、石井敦が1950年代の状況について「特高まがいの警察官が図書館の利用者を調べるといふ事件が多くあったのです」と述べたり¹⁴⁾ [p. 273]、渡辺重夫が1998年に「1950年代頃のような警察手帳の提示があれば利用記録を提供するという図書館はさすがに激減したと思いません」と記していることから¹⁵⁾ [p. 53]、かつてはかなり広範に利用記録の提供が行われていたことが推察される。少なくとも、利用にかかる秘密の保護についての公立図書館関係者の意識は、現在よりも相当に低かったと思われる。

これに対し、1970年代後半以降、いかなる要件が満たされた場合であれば警察に利用記録を提供することが許されるのかについて紹介した文献が図書館関係の雑誌等に数多く掲載されるようになっていったことから、時代とともに、利用情報保護に関する意識が向上してきたことが看取できる。

例えば、1975年8月発行の『図書館評論』誌には、警察から利用情報の提供を求められた際に対応を検討するために参照した法学文献が紹介されているし¹⁶⁾、同年12月に刊行された『現代の図書館』誌には、警察から利用記録の提供を求められた場合に図書館はいかなる対応をとるべきかについて解説するよう弁護士に執筆を依頼した記事が掲載されている¹⁷⁾。さらに、1978年に日本図書館協会が刊行した文献では、実際に利用記録の提供を警察から求められた事例の紹介に、警察から提示された文書、図書館からの回答文書、事実の経緯などを付したうえで、将来における図書館関係者の対応に資することを意図している旨の記述がなされている¹⁸⁾。

また、1980年代以降にはさらに多くの文献が著されており¹⁹⁾、近年では、公権力の行使に基づいて利用記録が閲覧・押収されることが公立図書

館にとって重大な問題であるという捉え方は、少なくとも図書館関係者の間には定着している²⁰⁾。

しかしながら、こうした利用情報保護思想の普及とは裏腹に、わが国の法規定の下では、公立図書館の利用記録にかかる秘密保護は、昔も今も相対的な位置づけしか与えられていない。警察が、裁判所が発した令状に基づき利用記録の提供を求めてきた場合には、図書館はこれに応じなければならないというのが通説だからである²¹⁾。

そのため、公権力に基づく利用記録開示要求に対抗しうる法的根拠を持たない図書館関係者にとっては、利用記録を予め廃棄しておくという手法は、そのような場合においても利用の秘密が侵されないようにするための「知恵」だったと解することができるだろう²²⁾。

もとより、図書館関係者を利用情報保護に向かわせた要因をすべて数え上げることは不可能である。しかし、少なくとも上で述べたような因子が絡み合っただけで図書館関係者を利用情報保護に向かわせたことは、ほぼ間違いのないところだと思われる。

IV. 利用情報保護思想がもたらしたもの

守秘について社会から全面的な信頼を得るための努力に終わりがたいことは容易に想像がつく。ましてや、公立図書館員が専門職（プロフェッション）としての地位を確立できていないことを考えれば、公立図書館関係者の達成感はいきおい不十分なものとならざるを得ないだろう。

しかし、多年にわたる取組は、何らかの「成果」をもたらしているはずである。そこで、本節では、利用情報保護に関する最近の言説・動向を追うことで、利用情報保護思想の現代的な意義を探ることとする。

なお、以下では、利用情報保護思想そのものの意義を正面から論じるのではなく、その「副産物」とでも呼ぶべき事象に着目することで、利用情報保護思想のこれまで明らかにされてこなかった影響を描きだそうとするものである。

A. 自動貸出機論争

自動貸出機とは、利用者自らが貸出手続を行う機器のことであるが²³⁾、1990年代末からの数年間、自動貸出機を公立図書館に設置することの是非をめぐる論争が繰り返された。

議論のきっかけとなったのは、山梨県の八ヶ岳大泉図書館の館長（当時）を務めていた小林是綱が、同館に自動貸出機を導入し、その意義を『みんなの図書館』誌上で説いたことである²⁴⁾。

小林は、カウンター業務に割かねばならないマンパワーの圧縮に資すること、利用者が図書館員の目を気にせず資料を借りられるようになること、図書館員の手を煩わせることに対する利用者の心理的抵抗を取り去ることができること等を理由に、自動貸出機の有効性を主張した²⁵⁾。

一方、小林に対しては概ね以下のような批判が加えられた。

- そもそも図書館員が利用情報を漏示することはないはずなのだから、図書館員を介在せずに資料を貸し出すことにしたからといってプライバシー保護の実効性が向上することはない²⁶⁾。
- 自動貸出機を用いて貸出しを行った場合でも、貸出記録はコンピュータに記憶されるし、書架で資料を手取る姿は人目に晒されているのだから、自動貸出機の導入によりプライバシー保護の実効性が向上することはない^{26), 27)}。
- 利用者のニーズに図書館員が接するのは職業上当然のことであり、それを回避することを理由として自動貸出機を導入しようとするのはおかしい^{27), 28)}。
- 貸出業務は図書館員が行うべきものであり、その役割を機械に委ねるべきではない²⁷⁾。

このうち、利用情報保護との関連で注目すべきは、「自動貸出機はプライバシー保護に役立つか」という論点である。

これについては、その後の議論を通じて、「自動貸出機はプライバシー保護に役立つ」という命題

の立てかたは適当でなく、「自動貸出機は、利用者が資料を借りる際の心理的抵抗を軽減するのに役立つ」と言うべきであることが認識されるに至っている²⁹⁾。このことは、図書館関係者が利用情報保護に邁進し、それによって守秘の面で図書館員の信頼性がどれほど高まったとしても、利用者が自らのニーズを図書館員に知られることに対して心理的抵抗を覚える可能性があることを意味している。つまり、図書館サービスに「利用者側の側面がある限り、「利用者の心理的抵抗」は逃れられないアポリアだということである。

このような理解は、図書館員の限界をことさらに強調するように感じさせるものであるため、公立図書館関係者にとっては、あるいは不快なものかもしれない。しかし、これにより、それまで公然と語られることのなかった「図書館員の限界」が直視される機会がもたらされたのだとすれば、利用情報保護への鋭い感受性がひとつの契機となって始まった自動貸出機論争に意義を見出すことも、あながち的外れとは言えないだろう³⁰⁾。

B. 顧客情報を活用したサービスの遅れ

利用情報が外部に流出した場合、その図書館および図書館の設置者である地方公共団体の社会的信用は大きく傷つき、公立図書館全体に対する信頼性が揺らぐおそれもある。したがって、これまで、公立図書館関係者が利用情報の不保持を愛好してきたことは、ある意味で賢明だったと言えるよう。

また、個人情報保護法が制定される遙か以前から利用情報の不必要な保持を慎重に回避してきたことの先見性は、評価に値するとさえ言える。

しかし、そうであるとしても、現代においては、他のサービス産業は競って顧客情報を活用したサービスを展開し、また、それが、個人情報濫用への懸念が表明される一方で多くの顧客に受け入れられてもいる。したがって、「利用情報を活用しない」という選択肢を選び取ることは、それがサービスの陳腐化をもたらしたり、サービスが敬遠される一因となったりするおそれがあるという意味で、逆にリスク要因ともなりうることは指摘

しておかねばならない。

1. 利用履歴を活用した検索サービス

インターネット書店の Amazon³¹⁾ では、利用者が同社のサイトで検索したり購入したりした商品と関連する商品（同じ分野の商品、同一商品を購入した他の顧客が購入した別の商品等）が「おすすめ商品」としてトップページに表示される。これは、同社のサイト内での利用者の行動履歴を蓄積することで実現されている機能だと考えられる。

こうしたサービスは、機能的には公立図書館における読書相談とオーバーラップする。Amazon は書籍の販売を業として行っている企業であり、設立の目的が公立図書館とは異なる。とはいえ、両者は、利用する図書を探すという点で共通しており、とりわけ、標題や著者名が明確でない漠然としたニーズを抱えている顧客（利用者）にとっては、自分の関心に適合する資料を提示してくれるサービスという意味で競合しているからである。

そして、このような観点に立つならば、公立図書館の読書相談が、少なくとも部分的には Amazon に劣後しているとみなすことも可能である。

まず、利用情報を保持していない図書館においては、読書相談サービスの質は、利用者へのインタビューでどれだけ多くの情報を引き出せるかにかかってくるが、利用者が過去の読書履歴を図書館員に対して詳らかにすることに心理的抵抗を覚えた場合には、図書館員は、利用者の嗜好に関する情報を十分に活用することができない。そのため、図書館員は限定的な情報に基づいて資料を提示するほかに、主題検索や一般的な利用傾向に関するデータを駆使したとしても、カスタムメイドの高品質のサービスを実現することは困難である³²⁾。

また、利用情報に基づかないで行われる読書相談は、図書館員の個人的な能力に大きく依存せざるを得ないため、必然的に、対応した図書館員の実力次第でサービスの質に大きな差が生じる。こ

のことは、公立図書館サービスは、誰もが同じ機能を活用することができる Amazon に比べ、サービスの質にばらつきがあることを意味しており、利用者が図書館員によるサービスを敬遠する一因となっていると思われる。

このように考えれば、人的サービスを好む利用者からは図書館の読書相談の方が評価されるとしても、サービスの質や心理的な気安さという点においては、公立図書館よりも Amazon が好まれる蓋然性が高いと言えるだろう。

2. 利用者の属性を活用した検索サービス

利用者の属性や行動履歴を活用した OPAC については、大学図書館における開発が報告されているものの³³⁾、管見の限り、同じような機能を搭載した OPAC を公立図書館が導入した事例は見当たらない。

これは、公立図書館における開発力の不足に起因するものとも言えるが、利用情報保護を追求し、利用情報を保持しないことが定説となっている公立図書館関係者が利用者の属性や行動履歴を活用したサービスを開発するとは考えにくい。

もちろん、理論上は、図書館員が、居住地域、年齢、性別、読書傾向、家族構成等に基づく一般的傾向を参考にして案内を行うことは可能である。しかし、不特定多数の利用者に対し、大量の属性情報を頭の中で迅速に処理しながら適切な案内を行うことは至難の業である。また、そもそも図書館員がそのような対応をとるためには、予め詳細な利用動向調査が行われてその結果が分析されていること、そして利用者が図書館員に直面でのサービスを求めてきて、しかも個人情報に詳らかにしてくれることが前提となる。

さらに、読書ではなく調査研究のための文献の紹介を求められた場合には、当該の主題にかかる知識も必要となるため、対応の難易度はさらに上昇する。

これらを総合的に勘案すれば、一般的な利用傾向に基づいて図書館員が行う文献紹介の質が、利用者の属性を利用記録に結び付けて蓄積してお

き、それを活用して検索結果を返す OPAC を上回るのは、実際には極めて困難であると言える。

3. 利用者の嗜好に基づく情報サービス

個人の嗜好に関する情報を蓄積して公立図書館が行っているサービスとしては、北広島市図書館（北海道）の SDI (Selective Dissemination of Information) サービスがある³⁴⁾。これは、利用者自身が関心のあるテーマを予め登録しておき、それに合致する文献情報を図書館が発信するというものであり、オプトイン方式を厳格に守っている点で Amazon のようなアグレッシブなサービスとは異質なものである。だが、こうしたサービスさえも公立図書館においては広まっていはいない³⁵⁾。

他方、一般的な利用傾向に基づいて同種のサービスを行おうとすると、単に一般の関心が高い分野の情報をパッケージにして発信することになるため、膨大な量のノイズが発生するし、サービスとしては非常に効率の悪いものになってしまう。そのため、利用者の嗜好に関する情報を蓄積せずにこうしたサービスを上回る便益を実現することは困難である。

このように、利用情報を活用すれば、さまざまなサービスが可能となる一方で、利用情報の蓄積がなされない限り、これらは実現不可能であるか、あるいは部分的に代替可能であるに過ぎない。したがって、「利用情報を保持しない」という行動準則の存在は、新たなサービスの開発・普及を停滞させる一因になっていると見るのが自然であろう。

V. おわりに

従来、図書館関係者が利用情報の蓄積に消極的な態度をとってきたこと、そして「利用情報を保持しないことによって、利用にかかる秘密が侵害されるのを防ぐ」という手法に負の側面もあることは、前節までで見たとおりである。

むしろ、このことは、利用情報保護にかかる図書館関係者のこれまでの努力の価値を貶めるものでない。もとより、現在においては、利用情報の

不必要な収集・蓄積や目的外使用は社会的に許容されるものではなくっている。また、今後、利用情報を活用したサービスを行うことがあるとしたら、まず、現時点における図書館員の信頼度が問われることになるが、その際には、利用情報保護にかかる図書館関係者のこれまでの取組やそれによって築かれてきた図書館員に対する信頼感は、貴重な財産となるだろう。

だが、「利用情報を保持しない」という手法の定着は、単にサービスのバリエーションが乏しくなることだけを意味しているのではない。言うまでもないことだが、ある職業の社会的威信は、当該の職業が提供するサービスがもたらすイメージによって大きく左右される。その点において、利用情報を活用しない（少なくとも個々の利用者の利用動向については図書館員の記憶以外には組織的な対応をとらない）ことを前提としてサービスメニューを構築してきた公立図書館員は、サービスの価値、ひいては自らの社会的評価を向上させるための選択肢を自ら狭めてきたことになるからである。

図書館関係者が「利用情報を活用したとしても、図書館員は、情報漏洩のリスクと比較衡量して便益が上回るほどの有益なサービスは提供できない。ゆえに、情報漏洩によって市民の信頼を失いかねないというリスクを負うよりは、そのようなリスクを極小化すべきである」と考えてきたことを示す文献は見当たらない。しかし、たとえそのように考えた結果でなくとも、「利用情報不保持」という選択肢がとられてきたことは事実である。したがって、図書館員という職業の社会的威信の向上は、実は、図書館関係者自身によってもブレーキがかけられてきたと言ってよいだろう。

さらに、「利用情報不保持」という徹底した利用情報保護手法が図書館関係者の間で支持を得てきたという事実が含意するところは、それにとどまらない。

図書館関係者が、図書館員の社会的評価の向上を妨げかねないということに気づいていたにもかかわらず「利用情報不保持」を選択してきたのだ

とすれば、社会的評価の向上は意図的に犠牲にされてきたことになるが、もし、そのようなことが意識されないままに「利用情報不保持」が選択されてきたのだとすれば（そして実際、図書館関係者がそうした「利用情報不保持」の負の側面に気づいていたことを示す文献は見当たらない）、図書館関係者は、図書館員の社会的評価が低下する施策を意図しないままに採ってきたということになる。

つまり、意図していたのであればその判断の妥当性が問われねばならないし、意図せざるものだったのであれば図書館関係者はナイーブだったということになるため、いずれにしても、図書館関係者はこれまでの取組を検証することを要請されるのである。

利用情報保護が公立図書館サービスの発展を支える重要な理念であることは疑い得ない。しかし、利用情報保護は、本来、専門職（プロフェッション）として社会的に認められること、司書職制度を確立すること、そして、図書館が運営コストの多寡のみではなくサービスの内容で評価されるようになること、といった目標と両立可能なはずである。

したがって、専門職として社会に認められるという目標が実現する目処が今なお全く立っていない現状に鑑みれば、利用情報保護に関するこれまでの取組は、「図書館員の専門職化」という図書館関係者の永年の目標と非整合的な形で進められてきたということになる。

注・引用文献

- 1) 例えば以下の文献を参照。
堀部政男. 現代のプライバシー. 岩波書店, 1980, 212p.
また、以下の文献では、図書館の利用にかかるいわゆる「読書の自由」とプライバシー権との関係について分析している。
渡辺重夫. “図書館利用者のプライバシーの権利”. 図書館の自由と知る権利. 青弓社, 1989, p. 47-92.
- 2) 無論、公立図書館のサービスの働きはこれにとどまらない。例えば、以下の文献では、図書館サービスと密接な繋がりのある「知る権利」が生存権、参政権等と関わる複合的な性格を持つもので

- あると説明されている。
- 堀部政男. 「図書館の自由に関する宣言」の法学的意義: 「知る自由」の成立から情報公開理念の確立へ. 図書館年鑑 1984. 日本図書館協会, 1984, p. 297-301.
- 3) 日本図書館協会図書館の自由委員会. 「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説 (第2版). 日本図書館協会, 2004, 127p.
この改訂を紹介したものとしては, 例えば以下の文献を参照.
馬場俊明. 「自由宣言」における「知る自由」の法的性格に関する一考察. 「自由宣言」と図書館活動. 青弓社, 1993, p. 51-76.
堀部政男. 図書館の自由と知る権利. 法律時報. 1980, vol. 52, no. 11, p. 27-32.
渡辺重夫. 「図書館利用記録とプライバシー」. 知る自由の保障と図書館. 日本図書館協会, 2006, p. 75-121.
- 4) 日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会. 「図書館員の倫理綱領」解説 (増補版). 日本図書館協会, 2002, 87p.
- 5) 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編. 図書館は利用者の秘密を守る (図書館と自由第9集). 日本図書館協会, 1993, 196p.
- 6) 但し, 以下の文献では, 利用情報保護の実態には依然として改善の余地があると指摘されている.
山口真也. 漫画作品にみる「図書館の自由」: 利用者の秘密を漏洩する図書館員. 日本語日本文学研究. 2002, vol. 6, no. 1, p. 31-60.
- 7) 日本図書館協会の定款には除名の手続についての規定がおかれている (第10条第2項). しかし, 除名が懲戒処分であることを定める条文はおかれておらず, また, 除名によって司書資格剥奪等の実効性を伴った効果が得られるわけではないため, 単なる会員資格の剥奪手続を規定しているにとどまっている. この点において, 弁護士法 (昭和24年法律205号) 第47条で加入強制について, 第56条以下で懲戒についての法規定を有している弁護士とは対照的である.
なお, 加入強制や懲戒手続には言及していないが, 同職者団体による統制の必要性を指摘したものとしては以下の文献を参照.
薬師院はるみ. 図書館の運営と司書職の統制. 現代の図書館. 2005, vol. 43, no. 2, p. 67-74.
- 8) 医師の守秘義務に関する以下の記述に際しては, 主として以下の文献を参照.
手嶋豊. 患者の医療情報の保護をめぐる医事法上の諸問題. 平成14年度~平成15年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)(2)) 研究成果報告書, 課題番号 14520057, 2004
増成直美. 診療情報の保護と刑法 (1). 広島法学. 2000, vol. 23, no. 3, p. 199-219.
増成直美. 診療情報の保護と刑法 (2). 広島法学. 2000, vol. 23, no. 4, p. 189-211.
- 村山淳子. 診療情報の第三者提供をめぐるわが国の法状況の考察: 異質の法領域の架橋を志向して. 西南学院大学法学論集. 2004, vol. 37, no. 1, p. 95-124.
渡邊亮一. 「医療情報とプライバシー」. 情報公開・個人情報保護 (ジュリスト増刊). 有斐閣, 1994, p. 244-248.
- 9) これについては, 例えば以下の文献を参照.
馬場俊明. 「フィクションの中の「読書の自由」」. 「自由宣言」と図書館活動. 青弓社, 1993, p. 95-129.
- 10) 東村山市立図書館設置条例 (昭和49年条例18号) の第6条の条文は次のとおりである.
「第6条 図書館は, 資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。」
- 11) 日本図書館協会が著した以下の報告書には, 「この倫理綱領は専門職が確立してからではなく, それをめざすためにこそ必要なものである」と記されている.
日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会. 図書館員の専門性とは何か (最終報告). 図書館雑誌. 1974, vol. 68, no. 3, p. 104-111.
- 12) 例えば, 『図書館情報学ハンドブック』 (丸善1988) では, ブラウン式の特徴について「図書が返却されれば, 記録は自動的に消える」, ニューアーク式の特徴について「ブック・カードに, その図書を読んだ利用者の番号が記録されていて, それを誰もが見ることができると, プライバシーへの危険を感じさせ, 利用に影響する」と記述されている.
また, 以下の文献では, 『市民の図書館』 (日本図書館協会1970) がブラウン式のみを紹介し, 返却後に貸出記録が残らないようにすべきであると説いていることを肯定的に紹介している.
塩見昇. 「図書館の自由における「利用者の秘密」」. 図書館は利用者の秘密を守る (図書館と自由第9集). 日本図書館協会, 1993, p. 10-25.
なお, 以下の文献には, 1967年のいわゆる練馬テレビ事件が貸出方法見直しの契機となったとの記述がある.
石塚栄二. 「図書館の自由に関する宣言」30年間の軌跡. 図書館年鑑 1984. 日本図書館協会, 1984, p. 279-283.
- 13) 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」の策定の背景については塩見昇 (注12) を参照.
- 14) 「図書館の自由に関する宣言」成立の頃. 図書館年鑑 1984. 日本図書館協会, 1984, p. 273-278.
- 15) プライバシーと図書館 (第39回研究大会シンポジウム). 図書館界. 1998, vol. 50, no. 2, p. 52-74.
- 16) 矢野暉雄. ある文献ノート: 図書館における利用

- 者の読書の秘密と犯罪捜査（特に刑事訴訟法第197条第2項を中心に）、図書館評論、1975、no. 15、p. 133-144.
- 17) 福地明人. 刑事訴訟法197条2項をめぐって（図書館の自由<特集>—1—）、現代の図書館、1975、vol. 13、no. 4、p. 143-148.
- 18) 図書館の自由に関する調査委員会関東地区小委員会. “警察の捜査活動に対して読者のプライバシーを守る図書館の立場：刑事訴訟法第197条第2項に関するLb図書館の事例をめぐって”. 図書館と自由をめぐる事例研究 その1（図書館と自由・2）、日本図書館協会、1978、p. 14-20.
- 19) 例えば以下の文献を参照。
坂井暉. 図書館利用者のプライバシーの保護をめぐる法的考察：特に犯罪の捜査に関する捜索・押収をめぐって. 図書館学、1995、no. 67、p. 19-27.
久岡康成. “刑事司法と「利用者の秘密を守る」図書館の責務：捜査への協力は不可避か”. 図書館は利用者の秘密を守る（図書館と自由第9集）、日本図書館協会、1988、p. 135-142.
渡辺重夫. “図書館利用記録とプライバシーの権利”. 図書館の自由を考える. 青弓社、1996、p. 11-64.
渡辺重夫. 図書館と知的自由. 図書館界、2001、vol. 53、no. 3、p. 191-200.
- 20) 但し、以下の文献では、公権力以外のものによっても利用の秘密が侵されるおそれがあることを指摘している。
渡辺重夫. “図書館の自由”. 図書館の自由と知る権利. 青弓社、1989、p. 137-189.
- 21) 例えば以下の文献を参照。
後藤昭. 図書館利用者の秘密と犯罪捜査. 現代の図書館、1996、vol. 34、no. 1、p. 40-57.
また、法律専門家によるものではないが、図書館関係者でこのことに言及したものとしては渡辺重夫（注1）を参照。
- 22) これに対し、以下の文献では、対抗権限を図書館に付与すべきであるとの見解が示されている。
渡辺重夫（注20）
渡辺重夫. “国民の権利としての図書館の自由”. 図書館の自由を考える. 青弓社、1996、p. 141-181.
- 23) 自動貸出機の機能を分析したものとしては以下の文献を参照。
谷本達哉ほか. 公共図書館における図書自動貸出機の導入に関する一考察：機器の持つ特徴から見た自動貸出機活用への視点. 羽衣学園短期大学研究紀要、2001、no. 37、p. 81-90.
- 24) 小林是綱. 新たな図書館サービス—図書自動貸出・返却システムと図書館の可能性. みんなの図書館、1997、no. 247、p. 53-60.
小林は、以下の文献でも自動貸出機導入の意義を説いている。
小林是綱. “小さな村の大きな挑戦：山梨県大泉村における「新しい図書館」の実践と情報図書館の将来”. 公共図書館の情報化・サービスの高度化. 高度映像情報センター、1999、p. 34-38.
小林是綱. 公共図書館における自動貸出機導入をめぐって：ライブラリアンのあり方を考える. 図書館雑誌、2000、vol. 94、no. 3、p. 193-195.
- 25) また、以下の文献も自動貸出機の有効性を認めている。
鬼頭宗範. 東浦和図書館における「自動貸出機（PSC）」の導入について. みんなの図書館、2001、no. 293、p. 54-68.
- 26) 藤原明彦. 「自動貸出機」の波紋（こらむ図書館の自由）. 図書館雑誌、1999、vol. 93、no. 5、p. 333.
- 27) 伊藤昭治ほか. “「自動貸出機はプライバシーを守る」という幻想”. 公立図書館の役割を考える. 日本図書館研究会、2000、p. 179-194.
- 28) 宇都宮香子. 小林是綱氏「新たな図書館サービス」（97年11月号）への疑問. みんなの図書館、1998、no. 253、p. 69-70.
竹島昭雄. 再び「自動貸出機」を考える. 図書館雑誌、1999、vol. 93、no. 12、p. 963.
- 29) 例えば以下の文献を参照。
大塚敏高. 自動貸出機の導入をめぐって：ハケ岳大泉図書館の事例から考える. 図書館雑誌、1999、vol. 93、no. 11、p. 907-908.
谷本達哉ほか. 公共図書館における図書自動貸出機の運用について：公共図書館三館を中心とした自動貸出機導入館の調査事例報告. 羽衣園文、2000、no. 13、p. 36-52.
梶井博之. <図書自動貸出装置>を導入して：図書館業務の省力化をはかる支援ツールなのか？. みんなの図書館、2000、no. 280、p. 45-49.
山本宏義. 公共図書館における「図書自動貸出装置」の導入状況. みんなの図書館、2001、no. 290、p. 56-66.
- 30) なお、自動貸出機論争全体の意義を分析した文献は見当たらない。また、資料提供が公立図書館の中心的な機能のひとつであるとするならば、利用拡大の阻害要因である「利用者の心理的抵抗」を何らかの方法で解消する必要があると思われるが、この点について自動貸出機に反対を唱える論者から具体的な対案が提起された形跡は見られない。
ちなみに、1990年代後半からの論争とは別の文脈で著されたものであるが、以下の文献では、自動貸出機は利用者の心理的抵抗の軽減に役立つことを認めながらも、自動貸出機の導入は「プロフェッション」としての図書館員の位置づけを危うくするものであるとの見解が示されている。
馬場俊明. 「自動貸出システム」とプロフェッション. 図書館界、1990、vol. 41、no. 6、p. 257.
- 31) Amazon ホームページ.
<http://www.amazon.co.jp/>、（参照2007-3-5）.
- 32) これは、医師が患者の病歴や診察記録を参照しな

- が適切な診断を下そうとするのと対照的である。
- 33) 當山仁健. 利用者のプロフィールを考慮した連想検索 OPAC の構築. 情報の科学と技術. 2006, vol. 56, no. 11, p. 520-525.
- 34) 北広島市立図書館の SDI サービスについては、例えば以下の文献を参照。
新谷良文. SDI (選択的情報提供): 北広島市図書館におけるモニター事業の報告. 現代の図書館. 2003, vol. 41, no. 2, p. 75-81.
このほか、実用段階のものではないが、利用者の読書履歴を利用した電子図書館サービスのあり方について考察したものとして以下の文献がある。
池田大輔ほか. デジタルライブラリにおける履歴・個人情報の保護及び利用. デジタル図書館. 2005, no. 27, p. 1-8.
http://www.dl.slis.tsukuba.ac.jp/DLjournal/No_27/4-ikeda/4-ikeda.pdf, (参照 2007-3-5).
- 35) これに対し、大学図書館では、いわゆる My Library サービスのメニュー等として SDI サービスを提供している大学が、東京大学をはじめ多数存在する。

要 旨

【目的】図書館の利用にかかる秘密の保持は、図書館や図書館員が利用者から信頼を得るために必須の要件であり、公立図書館関係者は、これまで、この問題に熱心に取り組んできた。他方、公立図書館関係者は、「専門職として社会から認められる」という目標をも掲げ、その実現に向けての努力も払ってきた。本稿は、公立図書館関係者の言説と行動を分析することで、利用情報保護にかかる彼らの取組が、「専門職として社会から認められる」という目標の追求と整合的に行われてきたかどうかを、文献を分析することによって明らかにすることを目的としている。

【結果】公立図書館関係者による利用情報保護の取組は徹底したものであり、現在では、利用情報を保持しないことが望ましい利用情報保護策であるという考えが共有されるに至っている。このようなコンセンサスは、いわゆるプライバシーについての国民の意識の高まりを背景としているが、司法警察による利用情報開示要求や、図書館員による情報漏示を描いた文芸作品の発表が相次いだことが直接の契機となって形成されてきたものである。しかし、利用情報を保持しないことは、個々の利用者のニーズに即したカスタムメイドのサービスの実現を困難にしており、民間企業等が顧客情報を駆使したサービスを積極的に推進する中、公立図書館サービスの相対的な陳腐化の一因となっている。したがって、利用情報保護に関する公立図書館関係者のこれまでの取組は、現在の文献・情報サービスの技術水準に照らし合わせると、図書館員の威信向上、ひいては「専門職として社会から認められる」という目標とは非整合的であると言える。